

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)
(柔道整復療養費)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

項番	項目	必要な改正等
①	同一建物の複数患者への往療の見直し	留意事項通知の改正

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

項番	項目	必要な改正等
②	「亜急性」の文言の見直し	留意事項通知の改正
③	支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表	事例集の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
④	「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定	審査基準の策定 柔整審査会設置要綱の改正 審査要領の改正
⑤	柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み	協定・契約の改正 柔整審査会設置要綱の改正
⑥	地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み	指導監査要綱の改正
⑦	保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み	協定・契約の改正
⑧	事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする	協定・契約の改正
⑨	支給申請書様式の統一	指定様式(協定・契約及び記載要領)の再周知

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

項番	項目	必要な改正等
⑩	施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入	協定・契約の改正
⑪	初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更	料金改定 留意事項通知の改正 協定・契約の改正
⑫	電子請求に係る「モデル事業」の実施	モデル事業の実施 協定・契約の改正

4. 継続的に実施するもの

項番	項目	必要な改正等
⑬	地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化	—
⑭	不適正な広告の是正	—

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

項番	項目	必要な改正等
⑮	原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集	調査依頼通知の発出 データの収集
⑯	柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握	—

6. 引き続き検討するもの

項番	項目	必要な改正等
⑰	支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること	—
⑱	問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること	—

施術管理者の要件について（周知のご依頼）（平成29年6月15日 事務連絡）

事務連絡
平成29年6月15日各
〔 都道府県
保健所を設置する市
特別区 〕 衛生担当部（局） 殿厚生労働省保険局医療課
保険医療企画調査室長

施術管理者の要件について（周知のご依頼）

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の制度をめぐる様々な課題については、昨年3月から、柔道整復師、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、本年3月27日付けで別添の「施術管理者の要件について」が報告書として取りまとめられました。

この報告書において、柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件として、新たに施術管理者になる場合には、3年間の実務経験と研修の受講を要件とし、これらについて平成30年度から施行するよう検討すべきとされており、今後、関係通知等の改正を予定しています。

貴職におかれましては、このことについて御了知いただくとともに、所管の養成施設及び関係団体への周知を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

（参考）

○社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（厚生労働省 HP）

※報告書「施術管理者の要件について」は平成29年3月27日の資料を参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う

「施術管理者」になる場合は、

実務経験と研修の受講が必要となる方向で

以下のとおり検討しています。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとして、下のような方向で検討を進めています。関係の皆さまは、ご留意くださいますよう、お願いいたします。

実務経験の期間について（案）

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定める予定です。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について（案）

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容を予定しています。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

○ 上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」(平成29年3月27日付)を基に行われています。

○ 同報告書は、厚生労働省のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

施術管理者の要件について

平成 29 年 3 月 27 日

医療保険部会

柔道整復療養費検討専門委員会

一 趣旨

- 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約により取り扱われているが、その中において、施術所の施術管理者が、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理することとされている。
- 施術管理者になるには、現在は柔道整復師の資格要件のみであり、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能となっている。
- こうした中で、柔道整復療養費に係る不正請求事案が大きな問題となっているとともに、資格取得後に直ちに管理者となる例は、他の国家資格をみても稀であるとの指摘がある。
- 療養費の給付を行う保険者からも、柔道整復師学校、養成施設にて国家資格を取得し、卒業してすぐに施術所を開設した者が施術管理者となり、不適正な請求をする事例が散見され、施術管理者について一定期間以上の実務経験を有し、当該期間の施術内容・請求に問題がない場合に限る等の要件を設定するよう要望が出されている。
- 施術管理者の要件として、実務経験や研修の受講を要件とすることについては、受領委任の取扱いに当たり、何が保険請求の対象かの判断、施術録、支給申請書の記載の仕方など、制度の正しい理解を、受領委任を取扱っている施術所で実際に学ぶことができるとともに、一定の研修を受講することにより、一定の質の向上を図ることができると考えられる。
- また、不正請求が多いと指摘されていることに鑑みれば、一定の社会人経験、医療人としての経験を積み、倫理観を身に付ける期間や研修を設けることは、不正対策や施術所の質の向上のために有効であると考えられる。

- こうしたことから、新たに受領委任に係る施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を加えることとすべきである。
- なお、これは受領委任制度の施術管理者となるための要件であって、施術所の開設や、当該施術所で行われた施術について療養費の請求を行うことを妨げるものではなく、あくまでも、受領委任という便宜供与を行うにふさわしい施術管理者の要件を、受領委任の協定・契約の中で定めるものである。

二 施術所における実務経験

- 実務経験の期間については、専門委員会の議論において、施術者側委員から、施術所開業の実態や経験から、3年とすべきとする意見が出され、これについて保険者側委員からも3年程度は必要との意見があり、3年が適当という意見が多かった。
また、他の資格でも、管理理容師・管理美容師になるためには、免許を取得後理美容の業務に3年以上従事することが要件とされているなどの例がある。
こうした議論を踏まえ、実務経験の期間については、後述する段階実施の実施状況を踏まえつつ、最終的には3年とすることを軸に検討すべきである。
- 平成29年度に養成施設の学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課されるということを知らずに養成施設に入学した者であることから、実務経験を1年とすることについて検討すべきである。
また、平成29年度に養成施設の学生である者について実務経験を1年にするにもかかわらず、平成29年度よりも前に養成施設を卒業した既卒者について実務経験を3年とすることは公平を欠くとともに、既卒者は現状ではいつでも施術管理者になれたものが、実務経験を課されることとなることから、同様に1年とすることについてあわせて検討すべきである。
具体的には、平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年とし、その後の平成34年度、35年度は、円滑な移行の観点から、実務経験を2年とする、段階実施について検討すべきである。
- 柔道整復師の資格取得後の勤務先としては、施術所のほか、病院、診療所で働く者も一定数いる現状がある。診療報酬上も、運動器リハビリテーション料等の算定要件として、医師等の指示の下に、柔道整復師が訓練を行った場合には、所定の点数を算定できるとされている。

これは、柔道整復そのものを行っているものではなく、医師が柔道整復を指導することもできないとの意見があった。一方で、医療機関において、他の医療関係者と共同して、患者の回復のために尽くしている期間であり、医療人としての経験や倫理観、他の職種との連携等について習得することができる期間と考えることができる。

また一方で、施術管理者となるためには、施術所において、柔道整復療養費の請求や制度の正しい理解と経験を積むことも必要である。

これらを踏まえ、例えば実務経験の期間を3年とする場合、病院、診療所（指定保険医療機関）での従事期間については、柔道整復についての実務経験ではないが、診療報酬上、柔道整復師が従事した場合に算定できるとされている運動器リハビリテーション等に従事した場合に、最長2年まで（段階実施で実務経験の期間を2年とする間は最長1年まで）実務経験の期間として算入することを認め、残りの1年以上は施術所における実務経験を求めることについて、関係者の意見を踏まえ検討すべきである。

- 養成施設の卒業生の働く場（実務経験を積む場）の確保については、養成施設での就職支援のほか、施術団体による従事者の募集情報の提供などを活用することが考えられる。
- 施術管理者の実務経験の管理については、施術管理者の新規登録の際、施術管理者として登録される者が実務を経験した施術所又は保険医療機関の証明書、地方厚生（支）局に届け出られた勤務する柔道整復師の情報等により実務経験を確認し、地方厚生（支）局において施術管理者情報として管理することが考えられる。

三 研修の受講

- 研修の科目と大まかな内容について、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような案を基本として、検討すべきである。

（1）職業倫理について

- 倫理
- 社会人・医療人としてのマナー
- 患者との接し方
- コンプライアンス（法令遵守）

(2) 適切な保険請求

- 保険請求できる施術の範囲
- 施術録の作成
- 支給申請書の作成
- 不正請求の事例

(3) 適切な施術所管理

- 医療事故・過誤の防止
- 事故発生時の対応
- 医療機関等との連携
- 広告の制限

(4) 安全な臨床

- 患者の状況の的確な把握・鑑別
- 柔道整復術の適用の判断及び的確な施術
- 患者への指導
- 勤務者への指導

○ 詳細については、以下のようなスケジュールで検討・準備することが考えられる。

(1) 研修の項目・内容の確定 (～29年7月)

柔道整復師・医師・保険者・有識者等で検討

(2) テキストの作成 (～29年11月)

研修実施法人にテキスト作成委員会を設置して作成

(3) 研修開始 (30年1月～)

○ 研修の実施主体は、

- 柔道整復師の研修についての実績があり、
- また、全国で統一的な研修の実施が可能

などの要件を満たす法人が行うこととすることが考えられる。また、要件を満たす場合には複数の法人が行えるようにすることや、実施法人の一定期間ごとの更新制について検討すべきである。

- 研修は、受講者数も踏まえつつ、できる限り47都道府県で、年1回以上実施することを基本として検討すべきである。
研修時間については、受講者の負担も考慮しつつ、16時間以上・2日間程度で実施することを基本として検討すべきである。
- 施術管理者の研修の受講の管理については、施術管理者の新規登録の際、研修実施法人が作成した証明書により研修受講を確認し、地方厚生（支）局において施術管理者情報として管理することが考えられる。

四 施行日

- 厚生労働省においては、上記の考え方に基づいて、具体的な制度設計を、関係者と調整を行いながら、早急に行うべきである。
- 施行日については、地方厚生（支）局における実務経験の登録管理の準備や、研修の準備の期間を考慮しつつ、できるだけ早く施行できるよう、平成30年3月までに施行準備をし、平成30年度から施行するよう検討すべきである。

(29年10月施行)
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について

保医発0904第1号

平成29年9月4日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の
留意事項等について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号）により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

別紙関係

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」の一部改正について

改正後		改正前	
別紙	柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項	別紙	柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項
第1 通則 (略)	初検料及び初検時相談支援料 (略)	第1 通則 (略)	初検料及び初検時相談支援料 (略)
第2 往療料 (略)	往療料 (略)	第3 往療料 (略)	往療料 (略)
第4 再検料 (略)	再検料 (略)	第4 再検料 (略)	再検料 (略)
第5 その他の施術料 (略)	その他の施術料 (略)	第5 その他の施術料 (略)	その他の施術料 (略)
第6 施術録について (略)	施術録について (略)	第6 施術録について (略)	施術録について (略)
<u>第7</u> 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について	領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について	(新設)	(新設)
	<p>地方厚生（支）局長及び都道府県知事との協定及び契約又は関係通知等により、保険者等又は柔整審査会から、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合に領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じること。</p>		
<u>第8</u> 一部負担金	一部負担金	<u>第7</u> 一部負担金	一部負担金
1～2 (略)	1～2 (略)	1～2 (略)	1～2 (略)

<p>別添</p> <p>施術録の記載・整備事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施術録の記載項目 (略) 2 施術録の整備・保管等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施術録は、療養費請求の根拠となるもので、<u>患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保存すること。</u> (2) (略) 	<p>別添</p> <p>施術録の記載・整備事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施術録の記載項目 (略) 2 施術録の整備・保管等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施術録は、療養費請求の根拠となるもので、正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、<u>施術完結の日から5年間保存すること。</u> (2) (略)
---	--

(29年10月施行)
柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置等

保医発0904第2号

平成29年9月4日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置
及び指導監査について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」（平成11年10月20日付け保険発第139号）により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

別紙関係

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〇「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)」新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復療養費審査委員会の審査要領</p> <p>健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。</p> <p>特に7, 8, 9及び11については、<u>施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術、月10回以上の施術、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。</u></p> <p>また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷名及び算定部位に関すること。 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。 3 往療料の算定に関すること。 4 再検料の算定に関すること。 5 近接部位の算定に関すること。 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。 7 多部位施術の算定に関すること。 8 長期施術の算定に関すること。 9 頻回施術に関すること。 10 施術情報提供料の算定に関すること。 11 同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること。 	<p>別紙</p> <p>柔道整復療養費審査委員会の審査要領</p> <p>健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。</p> <p>特に7, 8及び9については、<u>施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術や月10回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。</u></p> <p>また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷名及び算定部位に関すること。 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。 3 往療料の算定に関すること。 4 再検料の算定に関すること。 5 近接部位の算定に関すること。 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。 7 多部位施術の算定に関すること。 8 長期施術の算定に関すること。 9 頻回施術に関すること。 10 施術情報提供料の算定に関すること。

なお、審査は、以下の審査を組み合わせて行うこととする。

(1) 形式審査：記載内容に関する事項（支給申請書の記載誤り等）

(2) 内容審査：施術内容に関する事項（支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等）

(3) 傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向（多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等）